

## 認定指導員規程

(任 務)

**第1条** 本連盟認定スキー及びスノーボード指導員（以下「認定指導員」という。）は、地域のリーダーとしての自覚と誇りをもって、スキー及びスノーボードの普及に努めなければならない。

(資 格)

**第2条** 認定指導員は、北海道地域指導員としての資格をもち、指導活動ができる。

(資格の確認)

**第3条** 認定指導員は、認定指導員ライセンスの交付を受け、SAJ会員証とともに携行しなければならない。

(義 務)

**第4条** 認定指導員は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

(1) 認定指導員の任務を遂行するため、積極的に指導者研修会（道連）に出席するものとする。

(2) 認定指導員は、所属加盟団体の事業に優先的に参加しなければならない。

(資格の停止)

**第5条** 認定指導員で、所定の研修会に2年続けて欠席したときは、その資格を停止するものとする。

資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。

(資格の解除)

**第6条** 認定指導員の資格の停止解除は、研修会修了をもって資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

**第7条** 認定指導員で次の各号の一に該当する者は、理事会の決定によって、認定指導員の資格を喪失するものとする。

(1) 認定指導員として体面を汚すような行為があったとき。

(2) SAJ 会員登録料ならびに資格者年次登録料を納入しないとき。

(3) 準指導員の資格を取得した者は、自動的に資格を喪失する。

2 認定指導員の資格を返上したいときは、その理由を付し、加盟団体長を経て本連盟会長にその旨を届出、教育本部理事会の承認を受けなければならない。

(資格の再認定)

**第8条** 期日までに登録手続きを行わず認定有資格を喪失した者は、その理由を付し、加盟団体長を経て再認定を申請することができる。

2 資格再認定申請期限は、9月1日から10月末日までとする。

3 資格再認定申請料は、1名につき5,000円とする。

4 教育本部理事会において認定する。

5 再認定された資格は、認定された時点から有効になる。

(登録料の納入)

**第9条** 認定指導員は、全日本スキー連盟会員登録料の他に別に定める年次登録料を本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

**第10条** この規程の改廃は教育本部理事会の議決による。

### 附則

平成17年12月 1日 制定

平成24年 8月 1日 改正

平成28年 9月25日 改正

平成29年 9月23日 改正

平成30年 7月16日 改正

令和 3年 7月24日 改正

## 認定指導員検定会規程

(目的)

**第1条** この規程は、本連盟認定スキー及びスノーボード指導員検定会（以下「検定会」という。）に関する必要な事項を定める。

(主催)

**第2条** 検定会は、本連盟の主催で行う。

(公示)

**第3条** 検定会開催要項は、毎年、教育本部メモにより公示する。

(検定員)

**第4条** 検定は、教育本部長から委嘱された検定資格を有する検定員3名以上がこれに当たり、検定員の人数は受検者数に応じて定める。

(会期)

**第5条** 検定会の会期は、3日間を原則とし、天候状況等の特別な事情を考慮し、1日予備日を設けることができる。

(会場)

**第6条** 検定会の会場は教育本部理事会が決定し、加盟団体ならびに登録スキー学校に通知する。

(検定基準・実施要領)

**第7条** 検定は、スキー及びスノーボードの実技、理論について実施し、その基準・実施要領は教育本部理事会において定める。

(受検資格)

**第8条** 受検者は、加盟団体に所属し受検年度のSAJ会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。

(1) 受検年度の4月1日現在で、18歳以上の者

(2) 受検年度の申込み締切日までに級別テスト2級以上の資格を有する者

(3) 加盟団体及び登録スキー学校が主催する養成講習会を修了し、加盟団体長が認められた者。ただし、当該年度スキー準指導員検定を受検した者については、その限りではない。また、スノーボードは、「SAH認定スノーボード指導員養成講習会」を修了した者についても、同様とする。

(受検手続)

**第9条** 受検希望者は、所定の受検願書（別記様式）1通に記載事項を記入し、次のものを添えて期日までに加盟団体に申し込むこと。

(1) SAJ会員証又は手続完了証の写し

(2) 1級合格証又は2級合格証の写し

(3) 受検料

2 加盟団体は、前項の受検願書等を審査の上、適格者の受検書類を取りまとめ、受検料と共に所定の期日までに、本連盟会長に送付するものとする。

3 受検願書提出後は、理由の如何を問わず、受検料の返却はしないものとする。

(合格の手続)

**第10条** 合格者は、登録料・公認料・検定料・参加料一覧に定める道連認定指導員公認料及び年次登録料等を合格時に納入し、次年度からの年次登録料は、他の登録料と同時に納入しなければならない。

(結果の報告)

**第11条** 主任検定員は、検定結果を検定責任者を経て、本連盟会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

附則

平成20年11月29日 制定

平成24年 8月 1日 改定

平成28年 9月25日 改正

平成29年 9月23日 改正

平成30年 7月16日 改正

令和 元年 8月24日 改正